

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月21日

小田原市長 加藤 勝一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川西第3地区（桜井・富水※） ※JAかながわ西湘の支店範囲

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月14日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人2経営体（うち認定農業者1経営体）

個人21経営体（うち認定農業者7経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

桜井：複合化、6次産業化、高付加価値化、次世代リーダーの育成、

集落営農的な組織（農作業の共同化）の構築

富水：複合化、農地保全に向けた営農継続、農業者同士による意見及び情報交換の場の設置